



平成18年5月9日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ム ト ウ  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 西 田 溥  
本 社 所 在 地 浜 松 市 佐 藤 二 丁 目 2 4 番 1 号  
( コード番号 8 0 0 5 東 証 一 部 )  
広 報 責 任 者 取 締 役 経 営 企 画 部 長 長 田 隆 利  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 広 報 担 当 鈴 木 孝 幸  
( T E L 0 5 3 - 4 6 4 - 1 1 1 4 )

### 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成18年5月9日開催の取締役会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する方針及び買収防衛策として、いわゆる「事前警告型防衛策」の導入を以下のとおり決定いたしましたので、お知らせします。

#### 1. 買収防衛策導入の目的

当社は、毎年向こう3ヵ年の計画を更新するローリング方式による中期経営計画を策定しています。平成21年3月期までの3ヶ年は、「変化へのスピード対応」「R E・structureの完遂」という2つの基本方針に基づき、既存の通販・生協両事業に加え、新規開発事業と通販ソリューション事業の4事業において、それぞれ別紙（1）に記載する計画を策定しており、これらの中期計画の遂行を中心とした経営計画の達成が当社の企業価値、ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することに資すると判断しております。

同時に、当社取締役会は、中期経営計画の遂行によって実現しようとする当社の企業価値、ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するためには、大規模買付者による突然の大規模買付行為について、一定の範囲において適切な対応方針を定め、その方針に則った買収防衛策を導入することが必要だと判断いたしました。

## 2. 大規模買付行為に対する対応方針及び大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、当社が株式を公開している、いわゆる上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは至極当然であるとの認識のもと、もし当社株式に対して、大規模買付行為を行う特定株主グループが出現したとしても、その大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、後述するように、株主の皆様が判断するにあたっては、大規模買付行為にあたり、十分な情報が株主の皆様を提供されることが極めて重要であり、もし十分な情報提供がなされない場合には、株主の皆様の利益を大きく毀損する恐れがあると考えております。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の適切な判断に資するため、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を形成したのちに、それらを開示し、また必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することは、取締役会として当然の責務であると考えております。

当社は、カタログやインターネットサイトなどの媒体を活用し、お客様に商品やサービスをご提供する通販ビジネスを生業として、企業価値ひいては株主共同利益を確保し、向上させることを最優先の課題としております。かかる企業価値・株主共同利益の向上は、すなわちお客様への提供価値を最大化することによって実現できるものであり、お客様への提供価値を高めるためには、お客様ニーズの探求、お客様との密接な関係づくり、新しい商品・サービスの開発、ローコストオペレーション、安全かつ適切なる情報の活用・管理等が欠かせません。これらの実現については、中長期的な視点に立った大胆かつ迅速な事業戦略を実行しなければならず、また、株主価値を創出するためには、ステークホルダーの利益をも考慮した安定的かつ継続的な企業経営が不可欠と考えます。

また、通販ビジネスの特性であるお客様情報の活用にあたっては、お客様の大切な個人情報や安全かつ適切に管理する体制の構築が不可欠であるとともに、通販ビジネスの運営にあたっては、掲載商品の企画・製造、カタログやWebサイトの制作に始まり、新規会員の獲得やカタログの送付、お客様からのお問合せやご注文に基づく商品手配や配送、代金の回収までといった一連のフローに関するシステム連携が必須であり、これらを適切にオペレーションすることが通販ビジネスを行ううえで、最も重要なノウハウであるといえます。従いまして、これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。そのため、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう、IR活動を通じて事業内容の適時開示に努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断されるためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与

える影響、当社の従業員、連結子会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係など大規模買付後の経営方針や事業計画等は、重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、慎重に検討したうえで意見を形成し、大規模買付行為開始後に公表いたします。さらに、必要と認めれば大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。

以上の見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

### 3. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、

- (1) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、
  - (2) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、
- というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的及び内容

当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け

大規模買付行為完了後に意図する経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

本必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なるため、大規模買付者が大規模買付を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付

行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報の内容を当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には適切と判断した時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付行為開始後に公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### 4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める相当な手段をもって、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び具体的にいかなる対抗措置が適切か否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得価格の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役2名（平成18年6月20日以降は3名を予定）を含む監査役全員の賛同を得た上で決定することといたします。具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙（2）に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合は、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さない事を行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設ける事

があります。

( 2 ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主の皆様にご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会が大規模買付行為の開始に対抗する措置をとることを否定するものではありません。具体的には、次のいずれかの類型に該当する場合には、当社株主全体の利益を著しく損なうものに該当するものと考えます。

真に経営に参加する意思がなく、株価を一時的につり上げて高値で当社株券等を当社関係者に引き取らせる目的である場合（いわゆるグリーンメーラーの場合）

当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客基盤その他の経営資産を当該大規模買付者等に移譲させること（いわゆる焦土化）が目的である場合

当社の資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付者等の債務の担保や弁済原資として流用することが目的である場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の所有する不動産、有価証券等の高額資産等の売却処分等を行い、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等を高値で売り抜けることが目的である場合

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否か及び具体的にいかなる対抗措置が適切か否かの検討及び判断の方法、並びに具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要については、前項( 1 )の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合と同様とします。

5 . 株主・投資家に与える影響等

( 1 ) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規

模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を為される上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により当社取締役会の権限として認められている対抗措置をとる場合がありますが、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権を取得するために所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行する事になった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

## 6. 大規模買付ルールの有効期限

上記対応方針を決定した当社取締役会には、当社監査役4名（うち社外監査役2名）が全員主席し、いずれの監査役も、上記対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、上記対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社は、平成16年に定款を変更して全取締役の任期を1年としており、取締役の任期は、毎年6月の定時株主総会終結時までです。本方針を継続するか否かについては、定時株主総会終結後1か月以内に開催される取締役会で再度検討し、検討結果を速やかにお知らせ致します。また、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、必要に応じて上記対応方針を見直して参りたいと存じます。

以 上

注1： 特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者と

みなされる者を含みます。)又は当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2: 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は、(ii)特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計とします。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3: 「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 別紙（１）

### 企業価値向上に向けた中期的な取組み

当社は、２００６年４月から２００９年３月までの３ヵ年を計画期間とする「中期経営計画」を以下のとおり策定いたしました。

#### １．中期経営計画の基本方針

##### （１）変化へのスピード対応

経営環境が刻一刻と変化し、企業間競争がますます激化しているなかにおいて、経営者から社員一人ひとりに至るまで、今まで以上のスピード感をもって業務に取り組めます。

##### （２）RE・structureの完遂

安定的な利益創出を図るため、各事業の事業構造の転換をさらに推進するとともに、グループ再編に伴う経営効率の最大化を図ります。

#### ２．事業別の重点戦略

##### （１）通販事業

急速な伸長が続くインターネット市場に向け、既存媒体との相乗効果の最大化を目指すとともに、ネット型通販事業への転換を図ります。

##### （２）生協事業

生協組合員の皆様への更なるサービス向上に努め、一人でも多くの組合員様の支持を獲得できるよう努めます。

##### （３）新規開発事業

ナチュラルミネラルウォーター「極みの純天然水」の拡販及びヘルスケア・ビューティケア分野の新たな商品開発に向けて、積極的な投資を行います。

##### （４）ソリューション事業

成長著しい通販市場向けに、当社の保有する通販ノウハウ・インフラを最大限活用したビジネスモデルを構築し、安定的な利益創出事業体を目指します。

#### ３．株主への利益還元方針

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけるとともに、業績に基づく成果配分の実施、企業間競争力の維持・強化を図るための適切な内部留保を行うことを基本的な方針としております。

なお、今期の株主配当金につきましては、中間期末・期末とも一株当たり 7.5 円を予定しております。

以 上

## 別紙（２）

### 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

#### １．新株予約権付与となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権を割り当てる。

#### ２．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。

#### ３．発行する新株予約権の目的となる株式の総数

新株予約権の目的となる株式の総数は、50,000,000株を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

#### ４．新株予約権の発行額面

無償とする。

#### ５．新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額は１円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### ６．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### ７．新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却条件その他の必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以 上